

令和 7 年度 那覇市役所本庁舎自動販売機設置場所賃貸借公募要領

那覇市では、市役所本庁舎内（以下「本庁舎内」という。）に清涼飲料自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者を公募します。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁）に基づき、行政財産の貸付として自販機設置場所の貸付賃料年額による制限付一般競争入札で行います。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上、災害発生時における救助活動に資することを目的として本庁舎内に自販機を設置します。

2 設置場所及び募集の概要

那覇市泉崎一丁目 1－1 所在の本庁舎内に設置する清涼飲料自動販売機 12 台について設置事業者（賃借人）を公募します。

表 1 自販機設置場所

設置階	Cグループ	Dグループ
12 階	—	—
11 階	1 台	—
10 階	—	—
9 階	1 台	—
8 階	—	1 台
7 階	—	1 台
6 階	1 台	1 台
5 階	—	1 台
4 階	1 台	—
3 階	—	—
2 階	1 台	1 台
1 階内側		災害救助ベンダー 対応 1 台
1 階外側	災害救助ベンダー 対応 1 台	
合計台数	6 台	6 台

＜設置場所の詳細につきましては物件調書（仕様書）を参照ください。＞

3 入札及び開札の執行方法について

(1) 入札は、上記表 1 に示すとおり、6 台を 1 件のグループとし、C～Dグループの 2 件に分けて行います。なお、A、Bグループは令和 4 年度に自販機を設置済のため、今回の公募の対象外です。

(2) 入札は、2 件一斉に行うこととし、C、Dグループの 2 箱の入札箱に、順次、投函して頂きます。

(3) すべての投函が終わった後、直ちにCグループから順次改札を行います。

(4) 原則、本要領「5 貸付面積、最低貸付賃料等」に示す最低貸付賃料以上で最高入札価格の入札をした者を落札者とします。

(5) 入札は勝ち抜け方式とし、1 業者 1 案件のみ落札者になることができます。もし、C グループの落札者が D グループの案件において最低貸付賃料以上で最高入札価格の入札をしていた場合は、D グループの入札を失格とします。ただし、D グループの落札者のみが入札した場合は、この限りではありません。

4 入札時に持参するもの

- ① 入札書（第 5 号様式）（※参加する各入札の回数分準備してください。）
- ② 委任状（第 6 号様式）（※代理人により入札しようとする場合のみ。）
- ③ 印鑑（※使用印鑑届の印。代理人の場合は、代理人の印。）
- ④ 入札保証金領収書（免除の場合は、入札保証金納付免除申請書（第 8 号様式））

5 貸付面積、最低貸付賃料等

	台数（貸付面積）		台数（貸付面積）合計	最低貸付賃料（1 年分）
C グループ	災害救助ベンダー対応自販機 1 台（1.11 m ² ）	一般自販機 5 台（6.44 m ² ）	6 台 (7.55 m ²)	385,570 円
D グループ	災害救助ベンダー対応自販機 1 台（1.32 m ² ）	一般自販機 5 台（6.44 m ² ）	6 台 (7.76 m ²)	396,294 円

6 設置機種等条件

詳細については那覇市役所本庁舎自動販売機設置場所賃貸借公募要領（以下、本要領）【別紙 1】の「2 設置、運用条件等（共通事項）」「3 公募別設置場所、機器条件（個別事項）」を確認してください。

7 賃貸借契約の主な内容

(1) 賃貸借契約の内容

自販機を設置する場所は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項に基づき行政財産を貸し付けるものです。よって、賃貸借期間中に本市において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、契約を解除することができるものとします。

(2) 設置期間

令和 7 年(2025 年)8 月 9 日(土)～令和 7 年(2025 年)8 月 11 日(月)

※上記期間より前倒しで設置を希望する場合、本市と協議を行うこと。

ただし、上記期間より設置を延期することは認めない。

(3) 賃貸借期間

令和 7 年(2025 年)8 月 12 日(火)～令和 9 年(2027 年)12 月 28 日

※(3)で設置時期を前倒しする場合は、賃貸借期間の始期も本市と協議を行うこと。

(4) 禁止事項

設置事業者（賃借人）は、貸付物件の賃借権を譲渡し、転貸し、若しくは担保の目的に提供し、又は地上権その他の権利を設定することはできません。

(5) 違約金

契約書に定める違約金の額について、契約金額の100分の10に相当する額となります。

(6) 貸付物件の引渡しと返還

①引渡しの時

貸付物件は、自販機等が設置できる状態で引き渡します。

②返還の時

契約満了等により貸付物件を返還する場合は、市の指定する期日までに貸付物件を原状に回復し返還しなければなりません。

8 売上本数

自販機設置場所における売上本数は下記のとおり。

【令和6年4月～令和7年3月までの1年分】

設置階	1台当たり 平均売上本数	設置台数
12階	約3,230本	1台
11階	約2,697本	2台
10階	約3,329本	2台
9階	約2,198本	2台
8階	約1,953本	2台
7階	約2,921本	2台
6階	約3,125本	2台
5階	約3,672本	1台
4階	約1,264本	2台
2階	約2,966本	4台
1階内側	約3,862本	2台
1階外側	約2,538本	2台

【令和5年1月～令和7年3月末までの2年3ヵ月分】

	Aグループ	Bグループ	Cグループ	Dグループ
売上本数(2年3ヵ月間合計)	26,808本	57,193本	25,847本	34,823本

9 入札保証金について留意点

(4) 入札保証金の帰属

落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、落札者が納付した入札保証金は、損害賠償金として那覇市は充当することができます。

10 契約締結

(1) 契約の締結

本市と設置事業者（賃借人）は、落札後一週間以内に契約を締結します。

※契約書案については本要領【別紙2】を参照すること。

(2) 協定書の締結

「災害救助ベンダー対応自販機」については、契約時に契約書とは別に、総務部管財課と別途、「市役所本庁舎での災害時対応自動販売機による飲料の提供に関する協定書」【別紙3】を結んでいただきます。

(3) 貸付料

令和7年度分の貸付料については、令和7年9月12日までに、令和8年度分以降の貸付料については、当該年度の4月30日までに、本市が発行する納付通知書により納付とします。

なお、納付の期限日が金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を納付の期限日とします。

※本要領【別紙2】「3 契約金額【別記明細書】」参照。

11 その他

本要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、那覇市契約規則その他関係法令の定めるところによります。